

3 主な取組

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（1）地域包括支援センターの再編

高齢化の進展等に伴う高齢者の複雑化・多様化した相談に対して、より身近な場所で、きめ細やかな対応ができるよう、地域包括支援センターの再編を進めます。

【主な取組】

①14エリアへの地域包括支援センターの設置・再編

令和5年度（2023年度）までに14エリアすべてにセンターを設置します。また、14か所のうち5か所は、圏域内情報等の取りまとめを行う圏域型地域包括支援センターとして、地区保健福祉センター内に設置します。

施策（2）地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいて、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、第1号介護予防支援事業等に係る業務を行い、担当エリアの状況に応じた、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」の基盤づくりを推進します。

【主な取組】

①地域包括支援センターの適切な運営及び評価

地域包括ケアシステムの基盤づくりを推進するとともに高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための「高齢者の総合相談窓口」として、地域の特性や状況に応じた包括的・継続的な支援ができるように地域包括支援センターの資質向上に努めます。

地域包括支援センターの機能や体制を強化するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員以外の専門職として介護支援専門員を配置します。また、外部委託の介護支援専門員に対し、適正な介護予防ケアマネジメントに向けた指導助言を行います。

圏域型地域包括支援センターは、基本業務に加え、他機関と連携しながら圏域内のほかの地域包括支援センター間の総合調整のほか、圏域情報の共有や現状分析等を行います。

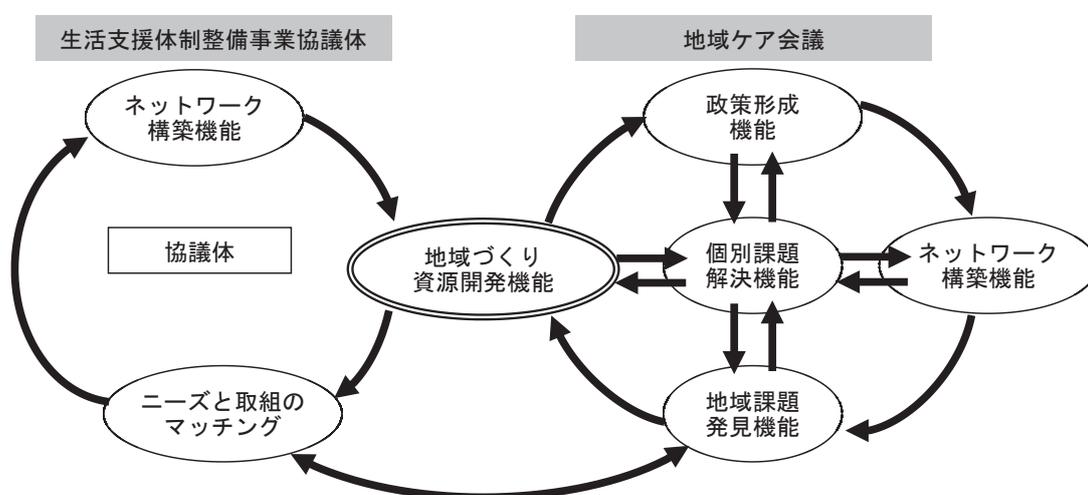
本市は、地域包括支援センターが高齢者の健康保持・生活の安定のために自立支援の視点を持った業務が行えるように後方支援に努め、業務実施状況の定期的な点検と評価を行い地域包括支援センターの適切な運営に努めます。

②地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが中心となり、担当エリアの医療や介護、福祉等の関係者との多職種連携の場や自立支援型ケアマネジメント強化の場となるよう会議を計画的に開催します。

地域づくり・資源開発機能を強化するため、地域ケア会議で把握された地域課題を地域住民が我が事としてとらえ住民自身が課題解決を目指し、地域づくり・資源開発に参加できるように、地域包括支援センターから生活支援コーディネーターに把握された地域課題をつなぎます。

また、地域ケア会議を重ね、複数の個別課題から、担当エリアの地域課題を明らかにし、これを解決するため、庁内の関係各課と連携を図ります。



施策（3）高齢者の生活支援体制整備の推進

高齢者が地域活動へ参加することや社会的役割を持つことは、高齢者自身の生きがいや介護予防につながります。高齢者の社会参加を促進し、地域社会の「支え手」として活躍できる体制を整備するとともに、営利・非営利を問わず、様々な分野の関係団体の参画を得ながら、高齢者を地域で支え合う地域づくりを推進します。

【主な取組】

①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置

※27ページ、100ページ参照

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
地域包括支援センター設置数	11か所	14か所
地域ケア会議実施回数	66回	70回

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（1）介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進

高齢者の社会参加を促し、一人ひとりが社会的役割を持つことで、地域社会の「新たな担い手による多様なサービス」を創出するとともに、介護予防活動につながる地域の体制整備を推進します。

【主な取組】

①訪問型サービスの展開

現在実施しているサービス以外にも、多様な担い手や住民主体による生活支援サービスを創出するなど、取組を推進します。

種別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	訪問型サービスB
内容	訪問介護員によるサービス（身体介護・生活援助）	緩和した基準によるサービス（生活援助）	有償・無償のボランティア等により提供されるサービス

②通所型サービスの展開

コミュニティデイハウスは、地域の住民活動の状況やニーズに応じて整備し、おおむねエリアに1～2か所の整備を目指します。通所型サービスCについては、圏域に1か所整備します。

種別	通所介護相当サービス	通所型サービスB	通所型サービスC
内容	通所介護事業者の従事者によるサービス	有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援	保健・医療の専門職により提供される3～6か月間の短期間で行われるサービス

③介護予防ケアマネジメントの展開

高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、介護予防に向けたケアマネジメントを地域包括支援センター等において実施します。また、対象者自らの選択内容などに基づき、介護サービスだけではなくインフォーマルサービス*の活用も進めます。

*インフォーマルサービス：

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援。家族や近隣、地域社会、NPO、ボランティアなどが行う制度等に基づかない援助活動のこと。

施策（２）一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、高齢者が生きがいを持って活動的に暮らす「地域づくり」を意識して実施し、介護予防の取組を支援します。また、介護予防の効果を測定し、分析・評価を行います。

【主な取組】

①住民主体による介護予防活動の推進

自助・互助の理念に則り、住民が自ら介護予防を行う環境づくりや体制づくりを支援します。

②地域リハビリテーション活動支援事業の展開

リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議や、総合事業における住民主体によるサービスのほか、自立支援型ケアマネジメント等を通じて、地域における自立支援や重度化防止といった、介護予防の取組を総合的に支援します。

③介護予防教室等の見直しと新たな展開

住民主体の活動を促進するとともに、更に効果的な介護予防施策の展開を図るため、本市で実施している介護予防教室は短期集中型の体操教室に移行し、設置数、実施内容の見直しを行います。

④地域での介護予防の取組の周知・啓発

地域で介護予防に取り組む住民の活動内容や場所を示す地図を掲載した冊子「（仮称）介護予防マップ」を作成し、地域の介護予防の場を見える化します。

⑤はつらつ出張講座による支援

地域で介護予防に取り組む住民やその団体に対し、効果的な活動ができるよう「はつらつ出張講座」による支援を行います。

⑥シニアいきいき活動ポイント事業の実施

シニアいきいき活動ポイント事業については、引き続き高齢者活動支援センター事業の一環として実施し、活動登録者数及びボランティア受入指定施設数の増加に取り組み、高齢者の社会参加を通じた介護予防を支援します。

施策（3）高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施

高齢者の健康状況や生活機能の課題に一体的に対応するため、これまでそれぞれに実施していた、国民健康保険と後期高齢者医療広域連合の保健事業における医療データの分析を介護データを含めて市域、圏域ごとに医療専門職が分析し、健康課題を把握します。また、保健師等が健康課題を抱える高齢者や健康状態が不明な高齢者に対し、個別面談や家庭訪問などの支援を行うとともに、介護予防事業において保健事業で把握した地域ごとの高齢者の健康状態や生活機能の課題の傾向を分析して、地域での健康課題の改善に努めます。

【主な取組】

①専門職による通いの場でのポピュレーションアプローチ※

医療専門職が分析した医療・介護データから得られた健康課題を、地域の医療機関団体と共有し、連携を図りながら、保健師等が高齢者の通いの場等を活用して健康課題の解決に向けた支援を行います。

※ポピュレーションアプローチ：

地域住民など集団全体に、健康づくりの情報発信や健康教育などの働きかけを行うことにより、集団全体の健康リスクを低い方に誘導する方法。

施策（４）要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

要介護高齢者等の在宅生活の継続、生活の質（ＱＯＬ）の向上、家族介護者の負担の軽減を図るため、各種支援を行います。

【主な取組】

①高齢者福祉タクシー料金助成事業

要介護高齢者の閉じこもりを予防するため、タクシー利用券を交付し、高齢者の外出を促進します。

②高齢者紙おむつ等支給事業

在宅で紙おむつ等を使用している要介護高齢者に対し、紙おむつ等を支給し、介護及び健康に関する相談を行うことにより、家族の経済的・身体的・精神的な負担軽減を図ります。

③高齢者ごいっしょサービス事業

在宅で生活する認知症高齢者が外出する際の付き添いや医療機関の受診時の院内介助、家族が外出する際の見守り支援に取り組みます。

④ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業（ちょこっとサービス）

ごみ出し、庭の除草等の介護保険外の軽作業を行い、日常生活の支援に取り組みます。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
訪問型サービスA延べ利用者数	1,883人	3,108人
訪問型サービスB延べ利用者数	59人	220人
コミュニティデイハウス整備数	13か所	21か所
高齢者福祉タクシー料金助成事業実利用者数	1,847人	2,150人
(仮称)介護予防マップ掲載箇所数	—	150か所
通所型サービスC実利用者数	51人	180人
いきいき交流広場整備数	21か所	32か所

基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる**施策（1）地域活動・社会参加の促進**

人口減少と急速な少子高齢化が同時に進み、地域のつながりが希薄化する社会情勢であることから、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援の体制整備を通じて、住民主体のサービスを充実させ、地域の支え合い機能を強化していくことが求められています。

また一方で、生涯現役社会の実現に向け、団塊の世代を中心として、高齢者がこれまで以上に、多様な価値観を有し、仕事や趣味のほか、地域活動にも意欲的な傾向にあり、健康寿命の延伸と介護予防の観点から、高齢者の地域活動や社会参加を促進していくことも求められています。

このため、今期計画の高齢者施策については、引き続き高齢者の「居場所と出番」の創出・充実に取り組み、多様な活動に意欲的な高齢者の社会参加の促進、地域活動における担い手の発掘と養成に取り組みます。

【主な取組】**①高齢者活動支援センター各種事業の実施****○老人クラブ活動の支援**

地域を拠点にした老人クラブの自主的な組織活動を育成するため、市老人クラブ連合会の日常的な活動場所を確保するほか、新規クラブの立ち上げやクラブ会員の加入促進、活動内容の充実など、引き続き老人クラブの地域活動支援に取り組みます。

○シニアマイスター登録派遣事業

高齢者の社会参加を促進するため、高齢者がこれまでの生活の中で培ってきた才能や特技を登録する「シニアマイスター登録派遣事業」を引き続き実施します。

これまでの取組により、多数の方に登録いただいていることから、今後は派遣先の開拓を積極的に行い、更なる「出番」の創出に取り組みます。

○高齢者いきがいワーカーズ支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、高齢者の生活支援体制の整備のためには、住民主体の生活支援サービスの担い手が必要なことから、引き続き高齢者活動支援センターにおいて、事業立ち上げ前から事業立ち上げ後までの実務支援に努めます。

今後は、「生活支援サービス」に関する支援のみならず、様々な地域活動を行う団体の立ち上げを支援し、結成された団体に、将来的に「生活支援サービス」の提供を担っていただけるよう働きかけを行います。

○茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」

地域活動に意欲のある高齢者や団塊世代の社会参加を支援するため、「いこいこ未来塾」を開講し、多様な生涯学習ニーズに応えるための基本コースや受講生ニーズに応えたオプション講座を企画するなど、高齢者の高い学習意欲に応えた取組を展開します。また、講座については、地域活動の担い手の養成という視点に立ち、企画運営することによって、受講者の学習成果を地域へ還元し、地域コミュニティの活性化を目指します。

また、高齢者の高い学習意欲に応えるため、多世代交流センター等の市内公共施設の活用や定員枠の拡大等について検討します。

施策（２）身近な「居場所」の整備

元気な高齢者の増加や市民活動の裾野が広がりつつある社会を考えると、新しい高齢者ニーズを踏まえた上で、多様な地域での活動と社会参加の機会が得られる高齢者の身近な「居場所」の整備が求められます。このため、老人クラブやNPO等に代表される自律的な市民活動団体等との連携強化に加えて、街かどデイハウスからコミュニティデイハウスへの移行、いきいき交流広場の整備に引き続き取り組みます。

【主な取組】

①街かどデイハウス事業とコミュニティデイハウス事業の実施

街かどデイハウス・コミュニティデイハウスでは、仲間づくりや健康保持など高齢者の地域における自立した生活を支えられるように、住民参画による居場所提供サービスを実施し、施設内外で運動器の機能向上・認知機能低下予防・口腔機能向上等の介護予防事業も実施しています。

令和5年度（2023年度）には、すべての街かどデイハウスが、要支援高齢者と元気な高齢者が一緒に集えるコミュニティデイハウスへ移行することを目指します。

②いきいき交流広場の実施

いきいき交流広場は、自由、自発的な交流のための場所であり高齢者の閉じこもり対策や介護予防においても大きな役割を果たしています。今後、高齢化の進展を背景に、高齢者の居場所に対する需要は更に高まると予想されるため、引き続き新規広場の開設・運営の支援を進めます。

③住民主体の「身近な居場所」に対する持続可能な運営支援

地域住民が主体となって取り組んでいる介護予防活動について、専門職によるアドバイスや、はつらつ出張講座による運営支援を行います。

コミュニティデイハウスについては、事業の継続性が担保できるよう、後継者やスタッフの育成支援を行います。

施策（3）世代間交流の取組

高齢者と子どもとのふれあいの場を提供する多世代交流センター事業をはじめ、老人クラブほか各種団体が行うスポーツ・レクリエーション活動に対する支援等、世代間交流に取り組みます。

【主な取組】

①多世代交流センター事業の実施

多世代交流センターにおいて、施設利用の状況や利用者の意見等を踏まえて、世代間交流事業を実施します。

また、高齢者活動支援センターの「シニアマイスター登録派遣事業」と連携し、地域における高齢者と子どもの交流促進に努めます。

②スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の支援

子どもから高齢者まで、多様な世代が健康で豊かな人生を送れるように、引き続き「スポーツ推進計画」に基づき、スポーツに関する施策を推進するとともに、特に高齢者については、気軽に行えるスポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康寿命の延伸や介護予防につながる活動を支援します。

施策（4）高齢者の「働く場」の創造

人口減少と急速な少子高齢化が同時に進行する社会情勢を背景として、「一億総活躍社会^{*}」の実現に向け、高齢者の「働く場」の創造が求められています。

高齢者の就労支援については、高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能等をいかし、就業を通じて社会貢献できるように、引き続き高齢者の就労機会の提供や生きがいに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの取組を支援するほか、高齢者の多様なニーズに応じた、新しい働き方を支援します。

^{*}一億総活躍社会：

年齢や性別、病気・障害の有無などに関係なく全ての人が社会・企業・地域・家庭において活躍できる社会のこと。

【主な取組】

①シルバー人材センターの取組

高齢者の就労機会の提供や生きがいづくりに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの円滑な運営を支援し、指導援助に努めます。

また、シルバー人材センターは、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAを実施するなど、新たな高齢者の就労機会の提供や生きがいづくりに積極的に取り組んでいるため、引き続き生活支援サービスの担い手確保に向けて、シルバー人材センターの取組を支援します。

②高齢者の多様な働き方の創造

生涯現役社会の実現に向けた環境整備については、高齢者の高い就業意欲を背景に、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験をいかし、生涯現役で活躍しつづける地域づくりが求められています。その一方で、地域における高齢者の就労による社会参加・活躍の場は依然として不足しており、高齢者と地域社会のニーズを的確に把握し、マッチングさせる取組も求められています。

そのため、引き続き高齢者活動支援センターを中心にしながら、高齢者の就労支援を図りつつ、さらに、高齢者の生活支援体制整備に関する第1層協議体のネットワークも活用して、協議体参画団体や、本市と地域活性化包括連携協定を締結している企業等とも連携を図りながら、高齢者の就労を通じた、社会参加・活躍の場を創造し、多様な働き方を支援します。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
コミュニティデイハウス整備数【再掲】 (エリアに1～2か所)	13か所	21か所
高齢者いきがいワーカーズ支援事業 (事業立ち上げ累計件数)	6件	14件
いきいき交流広場整備数【再掲】 (小学校区に1か所)	21か所	32か所
多世代交流センター利用者数	98,186人	115,000人
シルバー人材センター登録会員数	1,591人	1,788人